

「男女共同参画社会～すべての人が輝く社会～」の実現に向けて

十文字学園女子大学教員

片居木 英人（かたいぎ ひでと）

2022年11月8日（火）

はじめに

- ・簡単な自己紹介（憲法・人権・社会福祉〔女性福祉〕）
- ・研究運動テーマ「売春防止法と婦人保護事業の現代的展開のあり方の探究」
- ・性売買問題 - 「性（セクシュアリティ）は人権であること」の人権文化の構築をめざして

1 日本国憲法の人権理念を基軸として

- ・憲法13条「個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重」
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
生命ある「個別性」と「多様性」の尊重、自己決定権の尊重
- ・憲法14条「法の下での平等」（平等権、不当な差別的取扱いを受けない）
「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」
13条の次に「法の下での平等」条項が置かれている点に注目
「社会的関係における差別の否定」の今日的重要性
...公共圏を超えて「親密圏」にまで拡張
...DV、虐待、ハラスメント、異質性排除（攻撃）への人権・権利視点として

2 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会に～」の概要

- ・2020（令和2）年12月25日閣議決定
- ・「国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに我が国の経済社会の持続的発展を確保できるか否かの分岐点である」との認識の下での策定
- ・「第2部 政策編」の概要
 - あらゆる分野における女性の参画拡大
 - 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 第3分野 地域における男女共同参画の推進
 - 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

推進体制の整備・強化

3 第5次練馬区男女共同参画計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））

・基本理念

「区は、男女共同参画社会実現のために、誰もが、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、人と人との違いを認め合い、暮らし、仕事、地域における多様な活動への参画や自らの希望に沿った生き方を選択できる「すべての人が輝くまち」を目指します。」

・計画の目標

目標 人権の尊重と男女平等意識の形成

目標 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

目標 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

目標 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

今期（21期）の懇談会としての課題 - おわりに

1) 「個人としての尊重」の徹底...多様性の尊重へ

...男女共同参画と「LGBTQ+（プラス）」をどのように共生社会を目指して、包含させていくか

2) 男女共同参画計画の中に、どのように「SDGs」（持続可能な開発目標）を取り込んでいくか

3) 売春防止法（以下売防法 1956年）からの脱却となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称：困難女性支援法）の成立（2022年5月19日）

・補導処分と収容の対象とされていた売防法の条項（17条、18条、22条）の廃止、女性の人権保障の明記

- ・ 困難女性支援法第2条「困難な問題を抱える女性」について「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義
- ・ 困難女性支援法第3条「心身の健康の回復や切れ目のない支援」「男女平等の実現」を基本理念として明記
- ・ 女性相談支援センタ（旧・婦人相談所）、女性相談支援員（旧・婦人相談員）、女性自立支援施設（旧・婦人保護施設）の創設へ
施行は2024年4月から

4) AV出演被害防止・救済法（2022年6月15日成立）

法律正式名称「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」

- ・ すべての年齢を対象として、映像の公表後、1年間は「無条件」で契約を解除できる
- ・ 法律の施行後2年間は経過措置として無条件で契約を解除できる期間が2年間に延長される
- ・ アダルトビデオの制作業者に対して出演契約を書面で交わすことや契約の解消に関するルールを書面で説明することを義務づける
- ・ これらの違反があった場合、出演者は契約の解除や取り消しができる
- ・ 違反者に対する罰則規定

5) 2022年度（令和4年度）...第5次練馬区男女共同参画計画実施状況、中間報告の点検

2023年度（令和5年度）...第6次練馬区男女共同参画計画策定への提言

【引用・参考文献】

- ・ 大久保真紀（編集委員）「（記者解説）女性支援法 生かすには 暴力・貧困...困難に応じ丁寧な対応を」朝日新聞2022年6月20日 月 朝刊,7面
- ・ 戒能民江「分断を超える『女性支援』へ 新法はこうしてつくられた」『世界』（第960号,2022年8月号）,岩波書店,50~58ページ
- ・ 戒能民江/堀千鶴子『婦人保護事業から女性支援法へ - 困難に直面する女性を支える』信山社,信山社新書,2020
- ・ 片居木/福岡/長野/安達『改訂新版 日本国憲法へのとびら【2訂】 - いま、主権者に求められること - 』法律情報出版,2022
- ・ 片居木英人『現代社会と人権 - 「共生」を考えるための15講 - 』法律情報出版,2021

- ・『法律のひろば 男女共同参画社会の実現～すべての人が輝く社会へ』令和3年7月号，ぎょうせい，2021
- ・日本キリスト教婦人矯風会「k-peace 第33号 特集：“売防法”から66年 女性支援新法の誕生」2022年10月発行
- ・「第5次練馬区男女共同参画計画 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)」練馬区総務部人権・男女共同参画課，2020年3月